

多摩川住宅地区地区計画変更(素案)・都市計画公園の変更及び決定(素案) 資料への質問及び回答について

No	質問	回答
1	16ページ緑地等が都市計画公園になるのですか？	<p>地区計画の変更に合わせて、多摩川住宅二号棟内の「多摩川住宅第四」「多摩川住宅第五」「多摩川住宅第六」の3つの都市計画公園を廃止しますが、廃止する手続きを行うにあたっては、地域の住環境を向上させるための対応を行いたいと考えており、近隣地域等に都市計画公園、都市計画緑地を同時に指定したいと考えております。</p> <p>資料16ページで①—1で示す根川緑地は、地区計画における地区施設(緑地—狛1号～緑地—狛11号)として指定してされておりますが、地区施設を廃止し、都市計画緑地として指定します。</p> <p>①—2の根川緑地は新たに都市計画緑地として指定します。</p> <p>その他、②根川公園及び③水神前の市有地を都市計画公園として新たに指定します。</p> <p>都市計画公園及び都市計画緑地、地区計画における地区施設は、いずれもその公共的機能を将来にわたって担保するべく定められたものです。都市計画公園及び都市計画緑地は、都市計画法に規定される「都市施設」として市域全体で秩序ある整備を目指し、地区施設は地区計画の目的を達成するために整備されます。</p> <p>今回の素案における都市計画公園の変更及び決定の着眼点等は、質問3への回答をご参照ください。</p>
2	3ページ以降 二号棟の都市計画公園面積を除いて建ぺい率-容積率の変更？住宅再生促進地区から住宅再生A地区への変更ではないのですか？	<p>今回の地区計画変更素案は、多摩川住宅二号棟の街区を「住宅再生促進地区」から「住宅再生A地区」に変更するものです。現在の都市計画公園は二号棟所有地であり、建蔽率、容積率等を考える際の建築敷地面積に含まれます。</p>
3	この一団地の全体の都市計画公園であり二号棟地区以外に造れば良いという公園の位置付けですか？	<p>都市計画法の一団地の住宅施設として計画された二号棟地区にある公園は、都市計画公園としても指定していました。今回の地区計画変更(素案)、都市計画公園の変更及び決定(素案)においては、都市計画公園を廃止しますが、二号棟の建築敷地面積に対し地区公園等を13%以上、ポケット公園等を5%以上、合計18%以上の地区施設を整備する計画であり、現在の豊かな緑を維持・保全し、現状の公園にある機能以上の日常的な賑わいのある空間の創出を図ります。二号棟地区から公園・広場機能を無くすものではありません。</p> <p>また、都市計画公園については市域全体で考えております。当該地においては、街区の外周部等に都市計画公園、都市計画緑地を指定することで、近隣地域等を含め、広く住環境の向上に寄与することを意図しております。</p>